

伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する  
条例の一部を改正する条例

伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例  
(令和4年伊方町条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改定する。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電事業 町内において、太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で、出力の合計が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）のもの、又は風力発電施設を利用して発電を行う_____事業で、出力の合計が5,000キロワット未満のもので、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 該当行政区 区域内に事業区域を含む行政区をいう。なお、風力発電事業においては、住宅等から200メートルの範囲内に居住者のある行政区を、また、太陽光発電については、住宅等から50メートルの範囲内に居住者のある</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電事業 町内において、太陽光発電施設を利用し発電を行う事業で、出力の合計が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）のもの、又は風力発電施設を利用して発電を行う<u>高さが13メートルを超える</u>事業で、出力の合計が5,000キロワット未満のもので、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 該当行政区 区域内に事業区域を含む行政区及び町の指定する行政区をいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

行政区を含むものとする。

(6)・(7) 略

(事前協議)

第10条 事業者は、第12条第1項の規定による届出をしようとするときは、事業に関する計画について、あらかじめ町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対して必要な助言を行うことができる。

(周辺関係者への説明)

第11条 略

2 事業者は、前項の周知を行うにあたり、次条第1項の規定による届出を行うまでに、事業計画の内容について該当行政区の同意を得るとともに、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 略

(事業の届出)

第12条 事業者は、事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について、町長に届け出て審査を受けなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 事業を行う位置及び事業の計画を明らかにする書類

(3) 事業区域及びその周辺の状況を示す写真

(4) 事業に係る設計又は施工方法を明らかにする書類

(6)・(7) 略

(周辺関係者への説明)

第10条 略

2 事業者は、前項の周知を行うにあたり、次条第1項の規定による届出を行うまでに、\_\_\_\_\_、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 略

(事業の届出)

第11条 事業者は、事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、事業に着手しようとする日の60日前までに、必要な事項を届け出て、町長の同意を得なければならない。

(5) 施設の維持管理計画（施設の廃止後において行う措置を含む。）

(6) 該当行政区住民への説明に係る報告書及び該当行政区の同意書の写し

(7) 近隣住民等への説明に係る報告書

(8) 他法令による許認可等を受けている場合はその許可書の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 事業者は、第8条第2項ただし書に該当する禁止区域又は第9条第1項に規定する抑制区域において事業を行おうとするときは、前項の届出により町長の同意を得なければならない。

3 事業者は、第1項第1号に掲げる事項の変更をしたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

4 事業者は、第1項第2号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を届け出て、町長の同意を得なければならない。

(意見書及び見解書の提出)

第12条 近隣住民等は、規則で定めるところにより、事業計画書に対する良好な生活環境及び自然環境等の保全上の見地からの意見書を、事業者が前条の規定による届出を行った日の翌日から起算して14日以内に町長を経由して事業者に提出することができる。

2 事業者は、前項の意見書に対する見解書を、意見書の提出日の翌日から起算して7日以内に町長に提出し、その見解書を公告し、及び縦覧しなければならない。

(再意見書及び再見解書の提出)

第13条 近隣住民等は、規則で定めるとこ

ろにより、前条第2項の見解書に対する良好な生活環境及び自然環境等の保全上の見地からの再意見書を、事業者が見解書を縦覧した日の翌日から起算して7日以内に町長を経由して事業者に提出することができる。

2 事業者は、前項の再意見書に対する再見解書を、再意見書の提出日の翌日から起算して7日以内に町長に提出し、その再見解書を公告し、及び縦覧しなければならない。

(同意)

第14条 町長は、事業者の手続きが適切であって、事業計画が良好な生活環境及び自然環境等の保全上支障がないと認める時は、事業について同意するものとする。

2 町長は、事業計画について良好な生活環境及び自然環境等の保全上支障が生じるおそれがあると認められるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、事業計画の変更を求めるものとする。

(同意の制限)

第15条 町長は、事業区域の全部又は一部が禁止区域又は抑制区域に存する場合又は近隣住民等の理解が得られない場合は、事業について同意しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、近隣住民等の理解が得られた事業で、当該事業区域の一部が抑制区域内に存するものについて、町長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りではない。

(審査)

第13条 町長は、前条の規定による届出にあたっては審査を実施し、必要に応じて伊方町環境審議会条例（平成17年伊

(審査)

第16条 町長は、第11条の規定による届出にあたっては審査を実施し、必要に応じて伊方町環境審議会条例（平成17年伊

方町条例第146号) 第1条の伊方町環境審議会に諮問することができる。

(審査基準)

第14条 前条における審査の基準は、次に掲げる事項について規則で定める基準とする。

- (1) 略
- (2) 事業区域の周辺地域における良好な\_\_\_\_\_自然環境等の保全に関する事項
- (3) ~ (5) 略

(審査結果)

第15条 町長は、第13条の審査が終了したときは、事業者に審査結果を通知するものとする。

2・3 略

第16条~第20条 略

(指導又は勧告)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して\_\_\_\_\_指導又は勧告を行うことができる。

- (1) 事業者が正当な理由なく、第11条第2項に規定する該当行政区の同意又は第12条第2項の規定による町長の同意を得ないで設置工事に着手したとき。
- (2) 事業者が正当な理由なく、第12条第1項の規定による届出の前又は第15条第3項の規定による届出の前に設置工事に着手したとき。
- (3) 事業者が第12条第1項、第3項又は第4項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (4) 事業者が第15条第3項の規定によ

方町条例第146号) 第1条の伊方町環境審議会に諮問することができる。

(審査基準)

第17条 前条における審査の基準は、次に掲げる事項について規則で定める基準とする。

- (1) 略
- (2) 事業区域の周辺地域における良好な生活環境及び自然環境等の保全に関する事項
- (3) ~ (5) 略

(審査結果)

第18条 町長は、第16条の審査が終了したときは、事業者に審査結果を通知するものとする。

2・3 略

第19条~第23条 略

(指導又は勧告)

第24条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行うことができる。

- (1) 事業者が正当な理由なく、第14条 \_\_\_\_\_の規定による町長の同意を得ないで設置工事に着手したとき。
- (2) 事業者が正当な理由なく、第11条第1項の規定による届出の前又は第18条第3項の規定による届出の前に設置工事に着手したとき。
- (3) 事業者が第11条第1項、第2項 \_\_\_\_\_の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (4) 事業者が第18条第3項の規定によ

る届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(5) 事業者が第16条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(6) 事業者が第19条の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(7)・(8) 略

(公表)

第22条 略

(委任)

第23条 略

附 則

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の公布日前に工事に着手している事業については、施行日以後に事業計画の変更又は廃止が行われるまでの間は、第8条から第17条及び第19条の規定は適用しない。

3 この条例の規定は、この条例の公布日から施行日前に工事に着手する事業については、施行日以後に事業計画の変更又は廃止が行われるまでの間は、第8条から第10条及び第12条から第17条及び第19条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

る届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(5) 事業者が第19条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(6) 事業者が第22条の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(7)・(8) 略

(公表)

第25条 略

(国及び県への報告)

第26条 町長は、前条の規定による公表を行った場合は、当該公表内容及び公表の事実を国及び県へ報告するものとする。

(委任)

第27条 略

附 則

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の公布日前に工事に着手している事業については、施行日以後に事業計画の変更又は廃止が行われるまでの間は、第8条から第20条及び第22条の規定は適用しない。

3 この条例の規定は、この条例の公布日から施行日前に工事に着手する事業については、施行日以後に事業計画の変更又は廃止が行われるまでの間は、第8条から第9条及び第11条から第20条及び第22条の規定は適用しない。